

愛媛県消費生活条例の各規定

第1章 総則（第1条～第14条）

条項、施策事項		規定内容	
第1条	目的	基本理念を定め、県・事業者・消費者の責務・役割等を明らかにし、県の実施する施策を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする	
第2条	定義	消費者、事業者、事業者団体及び消費者団体の定義	
第3条	基本理念 消費者の権利の確立及び消費者の自立の支援(第1項)	消費者政策の推進は、消費者の権利を確立し、消費者の自立を支援することを基本として行う <消費者の権利> 県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される権利 消費者の安全が確保される権利 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利 商品及び役務について取引の安全が確保され、不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利 消費者に対し必要な情報が迅速かつ適確に提供される権利 消費者に対し必要な教育及び学習の機会が確保される権利 消費者の意見が消費者政策に反映される権利 消費者の健全かつ自主的な組織活動を通じて消費者の利益の擁護及び増進のため、消費者団体を組織し、行動する権利 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利	
		消費者の自立の支援に当たっての特例(第2項)	消費者の自立支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮される
		高度情報通信社会の進展への配慮(第3項)	消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行う
		環境保全への配慮(第4項)	消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行う
第4条	県の責務	基本理念にのっとり、消費者政策を策定・推進する責務を有する	
第5条	市町に対する協力	市町が実施する消費者政策について、必要に応じて協力する	
第6条	事業者の責務 商品・役務についての責務(第1項)	基本理念にかんがみ、消費者に供給する商品・役務について、次の責務を有する 消費者の安全、取引における公正を確保 価格・供給の安定、品質等の向上 環境の保全への配慮 消費者に対して、必要な情報を迅速かつ適確に、明確かつ平易に提供 取引に際して、消費者の知識・経験等に配慮 消費者の意見の反映に配慮 消費者苦情の処理のための体制の整備、適切・迅速な苦情処理	
		消費者の信頼の確保(第2項)	法令を遵守し、自主行動基準を作成すること等により、消費者の信頼を確保するよう努める
		消費者政策への協力(第3項)	県又は市町が実施する消費者政策に協力する責務を有する

第7条	事業者団体の責務	消費者苦情処理体制の整備、自主行動基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努める
第8条	消費者の役割	消費生活の安定及び向上のための役割(第1項)
	環境の保全、知的財産権等保護への配慮(第2項)	環境の保全、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努める
第9条	消費者団体の役割	情報の収集・提供、意見の表明、消費者への啓発・教育、被害の防止・救済など、消費生活の安定及び向上のための健全かつ自主的な活動に努める
第10条 の 第11条 第12条 第13条 第14条	県 の 施 策	消費者への啓発活動の推進(第1項)
		教育の充実・学習機会の提供(第2項)
		事業者への啓発活動の推進(第3項)
		消費者活動の育成
		意見等の反映及び県民の参加
		高度情報通信社会の進展への的確な対応
		環境の保全への配慮
		消費者に対し、必要な情報の提供、知識の普及等啓発活動を推進する
		学校、地域、家庭、職域等における教育の充実及び学習機会の提供に必要な施策を講じる
		事業者に対し、必要な情報の提供、知識の普及等啓発活動を推進する
		健全かつ自主的な消費者活動の育成に必要な指導又は援助に努める
		消費者政策の策定及び推進に当たっては、消費者及び消費者団体の意見・要望等を反映させ、県民の参加を求めるよう努める
		適正な取引の確保、消費者に対する啓発・教育、苦情処理、紛争解決等に当たって、高度情報通信社会の進展に的確に対応する
		商品・役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化、消費者に対する啓発・教育の推進等に当たって、環境の保全に配慮する

第2章 消費者の安全の確保、取引の適正化に関する施策(第15条~第22条)

条項、施策事項		規定内容
第15条	危害の防止	危険な商品・役務の供給の中止・回収等(第1項)
	緊急の場合の消費者への周知(第2項)	商品・役務が、消費者の生命、身体、財産に重大な危害を及ぼし又は及ぼすおそれがあり、危害防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該商品・役務の名称等を消費者に周知する
	消費者への周知を行った場合の事業者の措置(第3項)	前項の周知があったときは、事業者は当該商品・役務の供給の中止又は回収等の措置をとらなければならない
第16条	自主基準の設定	事業者団体は、商品・役務の規格、広告その他の表示、包装その他の必要な事項の基準を定めるよう努める
第17条	県の基準の設定	商品・役務について、規格、広告その他の表示、包装その他の必要な事項の基準を定めることができる
第18条	基準への適合義務	事業者の適合義務(第1項)
	事業者への指導・勧告(第2項)	事業者は、前条の基準に適合させるようにしなければならない 前項に規定する義務を遵守していないと認めるときは、事業者に対して指導又は勧告することができる

第19条	試験、検査等の実施	商品・役務について、試験、検査、調査、監視等を実施し、必要に応じてその結果を公表する
第20条	不適正な取引行為の禁止（第1項）	事業者は、取引に関して以下の行為を行ってはならない。 契約勧誘等に際しての情報提供が不適正な行為 契約勧誘等に際しての不適正な行為 契約内容に関する不適正な行為 消費者の債務履行に際しての不適正な行為 事業者の債務履行に際しての不適正な行為 契約解除等に際しての不適正な行為 消費者信用取引における不適正な行為 上記に準ずる行為
	愛媛県消費生活審議会の意見の聴取（第2項）	不適正な取引行為を規則で定めようとするとき又は改正若しくは廃止しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない
	受託者等の不適正な取引行為（第3項）	第1項の規定は、事業者から委託を受けた第三者等（受託者等）の行為について準用する
	代理人の取扱い（第4項）	第1項、第21条、第22条及び第31条の規定は、消費者・事業者・受託者等の代理人について、それぞれ消費者、事業者、受託者等とみなす
第21条	不適正な取引行為に対する指導・勧告	不適正な取引行為を行っている事業者等に対して、是正するよう指導又は勧告することができる
第22条	不適正な取引行為の周知	事業者等が不適正な取引行為を行っており、被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、事業者等の氏名等を消費者に周知する

第3章 消費者苦情の処理体制の整備（第23条～第27条）

条項、施策事項		規定内容
第23条	市町が実施する消費者苦情の処理の援助	市町が実施する消費者苦情の処理について、必要に応じて、情報の提供、技術的助言その他の援助を行う
第24条	消費者苦情の処理等	消費者苦情の解決のためのあっせん等（第1項）
	消費者苦情の処理等	事業者等に対する説明又は資料提出の指示・要請（第2項）
	消費者苦情の処理等	愛媛県苦情処理審査会への調停請求（第3項）
	消費者苦情の処理等	審査会における調停（第4項）
消費者苦情の処理等	審査会における審議経過、結果概要の消費者への周知（第5項）	あっせんその他の措置を講じても苦情の解決が困難であると認めるときは、苦情処理審査会へ調停を求めることができる 審査会は調停案を作成し、当事者に対し、調停案の受諾を勧告することができる 調停を求めた消費者苦情のうち、特に必要があると認めるものについて、審査会における審議経過及び結果の概要を消費者に周知する
第25条	事業者・事業者団体に対する苦情処理体制整備についての助言	事業者・事業者団体に対して、消費者苦情の処理体制の整備について、助言することができる
第26条	訴訟の援助	商品・役務により被害を受けた消費者が事業者に対して訴訟を提起する場合において、一定の要件に該当するときは、訴訟資金を消費者に貸し付けることができる

第27条	貸付金の返還等	訴訟資金の貸付けを受けた者は、返還の免除又は猶予があった場合を除き、訴訟終了後、速やかに返還しなければならない
------	---------	---

第4章 消費者生活に係る物価安定措置（第28条～第30条）

条項、施策事項		規定内容
第28条	物価対策県民会議	消費生活に係る物価安定対策に関して意見を求め、物価安定対策を推進するため、物価対策県民会議を置く
第29条	物価監視	生活関連商品の価格及び需給の状況が消費生活の安定に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、指示を行い、物価監視を行う
第30条	指導・勧告	物価監視の結果に基づき、必要があると認めるときは、事業者に対し、価格又は需給の安定に関する必要な措置を指導・勧告できる

第5章 立入調査等及び公表（第31条・第32条）

条項、施策事項		規定内容
第31条	立入調査等	条例の施行に必要な限度において、事業者等に対して、報告を求め、職員に、事務所等に立ち入り調査させ、関係者に質問させ又は商品等の提出を求めることができる
第32条	公表	次のいずれかに該当するときは、事業者等の氏名、住所及びその内容を公表することができる 第15条第1項（危険な商品・役務の供給の中止・回収等）、第18条第2項（県の基準への適合義務違反の是正）、第21条（不適正な取引行為の是正）又は第30条（価格・需給の安定に関する措置）の勧告に従わなかったとき 第24条第2項の指示（事業者等に対する説明又は資料提出）に従わなかったとき 第31条第1項の報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、立入調査等を拒否する等をしたとき

第6章 補則（第33条～第35条）

条項、施策事項		規定内容
第33条	知事への申出（第1項）	県民は、条例の定め違反する事業活動により、消費者の利益が害されていると認めるときは、知事に申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる
	申出に対する措置（第2項）	知事は、申出があったときは、必要な調査を行い、申出に係る事項が事実と認めるときは、条例に基づく措置その他適当な措置をとる
	申出の内容、結果の概要等の消費者への周知（第3項）	県民の消費生活の安定及び向上を図るため特に必要があると認めるときは、申出の内容及びその結果の概要等を消費者に周知する
第34条	国等との協力要請等（第1項）	国、国民生活センター又は他の地方公共団体に対して、必要と認めるときは、情報の提供又は調査の依頼等協力を求め、また、これらの者から協力を求められたときは、応じなければならない
	国等に対する意見の提出等（第2項）	県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国又は国民生活センターに対し、意見を述べ、必要な措置を求める
第35条	委任	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める